

給実甲第1362号

令和7年5月30日

人事院事務総長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）以降は、これによってください。

なお、施行日前にした行為に係るこの通知による改正後の給実甲第220号第3項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮」としてください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
3 給与法第19条の6第1項第2号の「その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関す	3 給与法第19条の6第1項第2号の「その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関す

る制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき」とは、離職した者の逮捕の理由となった犯罪又は離職した者が犯したと思料される犯罪（以下この項及び第6項において「逮捕の理由となった犯罪等」という。）に係る法定刑の上限が拘禁刑以上の刑に当たるものであるときをいう。ただし、例えば、離職した者が死亡した場合又は離職した者の逮捕の理由となった犯罪等について、犯罪後の法令により刑が廃止された場合若しくは大赦があった場合には、離職した者が当該逮捕の理由となった犯罪等に関し起訴される可能性がないため、一時差止処分を行わないものとする。

る制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき」とは、離職した者の逮捕の理由となった犯罪又は離職した者が犯したと思料される犯罪（以下この項及び第6項において「逮捕の理由となった犯罪等」という。）に係る法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たるものであるときをいう。ただし、例えば、離職した者が死亡した場合又は離職した者の逮捕の理由となった犯罪等について、犯罪後の法令により刑が廃止された場合若しくは大赦があった場合には、離職した者が当該逮捕の理由となった犯罪等に関し起訴される可能性がないため、一時差止処分を行わないものとする。

以 上